

解体業者様用

阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金解体工事に必要な書類

工事申請時

- 解体工事見積書の写し
- 建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類の写し

なお、解体工事を行う施工者は、次のいずれかの者で阿波市内に本店、支店等の事業所を有するもの（個人事業者を含む。）に限ります。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者
- イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者

工事着手（重要）

- 施主様に、老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）が届いてから、工事に着手してください。

工事中の写真

- 工事写真の撮影
（施工前、しゅん工時、分別解体時等の補助事業の内容が確認できるもの）

工事完了後提出

- 請負契約書の写し（※契約書は金額に応じた印紙を貼付した契約書であること）
- 請求書及び領収書の写し（解体工事を行った施工者が発行したもの）
- 工事写真（施工前、しゅん工時、分別解体時等の補助事業の内容が確認できるもの）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- 産業廃棄物収集運搬許可証の写し
- 産業廃棄物処分業許可証の写し
- アスベスト事前調査結果報告の提出確認票

事業の詳細、ご不明な点等につきましては、住宅課まで、お問い合わせください。